

児童生徒の携帯電話の利用に関する指導指針

岡山県教育委員会

近年、様々な教育課題が山積する中で、学校の教育力を高めることにより、それらの課題を克服していく対応力を児童生徒に育てていくことが何より大切である。

こうした中、携帯電話やインターネットなどの普及に伴う高度情報通信社会が、今後益々進展していくことが考えられ、学校と家庭、行政等が連携・協力し、児童生徒に対して、情報モラルや情報活用能力に関する指導を徹底し、主体的に判断・正しく行動ができる資質・能力を身に付けさせることは極めて重要であることから、次のとおり指針を定める。

1 学校への持ち込み

持ち込みに関する次の指針について、学校は保護者に十分説明すること。

(1) 小学校・中学校

- ・携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、校内への児童生徒の携帯電話の持ち込みを原則として禁止すること。
- ・緊急連絡のためなど、やむを得ない理由のある場合は、保護者から校長に対して持ち込みの申請をさせ、許可すること。その際、校内での使用は禁止し、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 高等学校

- ・携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校の実情等に応じて、校内への生徒の携帯電話の持ち込みを原則禁止、もしくは、校内または授業中の携帯電話の使用を禁止すること。
- ・校内への持ち込みを禁止した学校において、緊急連絡のためなど、やむを得ない理由のある場合は、保護者から校長に対して持ち込みの申請をさせ、許可すること。その際、校内での使用は禁止すること。

2 学校における情報モラル教育の取組

- ・すべての教室で情報モラル教育が充実していくよう、校内研修等を実施すること。
- ・インターネット等を使用する場合のルールやマナーなど、他人への影響を考慮して行動することや、個人情報の流出防止、架空請求、有害情報等への対応等について、県教育委員会が作成した教材などを基に指導を強化すること。
- ・P T A研修等を実施して、携帯電話の利用に関する保護者の理解を深めること。

3 家庭での取組

- ・小・中・高校生に携帯電話は必ずしも必要なものではなく、所持については保護者が携帯電話に潜む問題点や危険性等について十分理解をした上で判断する。
- ・やむを得ず所持させる場合には、通話機能に限定したり、フィルタリングの機能を設定したりする。
- ・学校と協力して、使用場所や時間・料金などの使用のルールづくりを必ず行う。

などの点について、学校や市町村教育委員会から保護者へ働きかけを行うこと。

4 県教育委員会の取組

- ・上記1～3の内容を徹底するよう、市町村教育委員会、県P T A連合会、県高等学校P T A連合会と緊密に連携を図り、実態把握に努めながら継続的に取り組む。
- ・学校、家庭、地域に対して、研修会の開催や講師の派遣等を積極的に行う。